

(うち据置期間3年以内)
※一部12年以内(5年以内)
の特例があります。
限度額…

個人5,000万円
法人15,000万円

※左記のご利用いただける
方のうち①③の方は、必
要額の8割に相当する額
と右記の額のいずれか低
い額です。

●ご利用いただける方

- ① 主業農業者
- ② 認定農業者
- ③ 認定就農者 など

●必要な手続き

都道府県の農業改良措置
の認定を受ける必要があります。
(公庫による融資審
査の手続もあります)

●資金の使いみち

- ① 新たな農業部門の経営を
始める
- ② 新たな加工事業を始める
- ③ 新たな生産方式を導入する
- ④ 新たな販売方式を導入する
場合の設備資金等にご利用
いただけます。

●問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫
宇都宮支店農林水産事業
〒320-0813
宇都宮市2番町1番31号

(ビル5階)
☎028-636-3901
FAX 028-636-3912
http://www.afc.jfc.go.jp

下野市雇用奨励金について

市では、平成23年度・平
成24年度の2か年度の期限
付きで、雇用奨励金交付制
度を実施しております。

市内にある事業所が対象
労働者を常用雇用した場合、
事業主に奨励金が交付され
ますので、ご利用いただき、
雇用の拡大にご協力をお願
いします。

●受給対象者

- 次の(1)～(5)すべてに該当
する事業主となります。
- (1) 雇用保険適用の事業主
- (2) 下野市に住所がある対象
労働者を常用雇用者(パ
ートタイマーを除く)と
して期間の定めがなく、
かつ1週間当たりの所定
労働時間が既雇用者と同
程度の雇用をした場合に
あって、6か月以上常用
雇用している事業主
- (3) 対象労働者に対する雇用
保険、社会保険、厚生年
金に加入している事業主

- (4) 対象労働者の雇用を開始
した日の前日から起算し
て6か月前の日から1年
を経過する日までの間に
解雇した労働者がいない
事業主
- (5) 市税及び国民健康保険税
に滞納がない事業主

●対象労働者

下野市に住所を有し、60
歳以下で、次の(1)～(4)い
れかに該当する方

- (1) 公共職業安定所の紹介に
よる離職者
- (2) 派遣先の事業所が、派遣
労働者を雇い入れた場合
- (3) 学校(大学、大学院、短
大、専修学校、高校、中
学校を含む)を卒業後三
年以内の既卒者で雇用保
険未加入の方
- (4) 身体障がい者手帳1級・
2級に該当する方、また
は療育手帳の交付を受け
ている方

●交付額

- (1) 雇用を開始した日が、平
成22年10月1日から平成
23年3月31日まで
1人当たり 10万円
- (2) 雇用を開始した日が、平
成23年4月1日以後
1人当たり 20万円

※同一年度内で同一事業者に
交付できる額は、100万
円までとなります。

●申請書類

ホームページをご覧にな
るか、商工観光課までお問
い合わせください。

●申請・問い合わせ先

商工観光課
(南河内図書館2階)
☎(48)2112

相
談

栃木県司法書士会無料
法律相談会のお知らせ

●日 時 毎週土曜日

午前10時～午後3時

●場 所

栃木県司法書士会館
(宇都宮市幸町1-4)

●相談料 無料

●相談方法

面談による相談 要予約
電話による相談 予約不要

相談専用電話番号

☎028-651-5008
●相談内容

不動産関連、会社関連、
裁判所手続関連、成年後見
関連、供託、借金整理等

●予約・問い合わせ先

栃木県司法書士会
予約電話
☎0286141122

予約受付 月～金曜日、
午前10時～午後5時 毎週
開催日の2日前(木曜日)
締め切り

栃木県労働委員会による労
働相談会開催のお知らせ

●日 時

10月27日(木)、28日(金)、
29日(土)
午後1時～7時
(土曜日は5時まで)

●場 所

とちぎ求職者総合支援セ
ンター(宇都宮市駅前通り1
3-1フミックスステムビル1階)

●対応者

栃木県労働委員会の委員

●その他

申込不要、費用無料(な
お、相談時間は1時間以内
を目安とします。)

●問い合わせ先

栃木県労働委員会事務局
☎0286233337